

雲南市認可保育所・認定こども園(保育所利用) 入所申込の手引き【平成29年度版】

【もくじ】

はじめに	2P
入所申込締切日	3P
1 保育の必要性の認定	4P
2 入所申込等に必要な資料	6P
3 申込後(入所後)の申込内容の変更等	7P
4 予約申込	9P
5 保育料の算定	9P
6 選考基準(利用調整基準)	10P
7 雲南市外の保育所への入所(広域入所)	10P

【申込書提出先】

入所申込書は、継続入所を希望される場合は入所中の保育所・認定こども園へ、新規入所・転園・市外保育所入所を希望される場合は市役所総合センター市民福祉課または本庁舎2階子ども政策課へご提出ください(郵送でのお申し込みは受け付けておりません)。

《提出先》

- 継続入所の場合：保育所(保育を必要とする事由など認定内容に変更がある場合を除く)
- 新規・転園入所の場合：保育所管轄の総合センター市民福祉課または子ども政策課
- 市外保育所入所の場合：子ども政策課

※平成29年度から認定こども園へ移行する園の取り扱い

・大東こども園(H29.3.31までは大東幼稚園)での保育所利用を希望される場合は、新規入所(他保育所入所中の場合は転園)扱いとします。

申込受付締切日や結果通知予定等については、3ページをご覧ください。

【問い合わせ先】 市外局番(0854)

受付窓口	電話番号	管轄保育所、認定こども園(保育所利用)
大東総合センター市民福祉課	43-8162	大東保育園 かもめ保育園 あおぞら保育園
加茂総合センター市民福祉課	49-8612	加茂こども園 たちばら保育園
木次総合センター市民福祉課	40-1083	木次こども園 斐伊保育所 四ツ葉学園保育所
三刀屋総合センター市民福祉課	45-9501	三刀屋保育所
吉田総合センター市民福祉課	74-0215	吉田保育所 田井保育所
掛合総合センター市民福祉課	62-0056	掛合保育所
子ども政策課(本庁舎2階)	40-1044	大東こども園 海潮こども園 斐伊こども園 三刀屋こども園 市外の保育所・認定こども園

※本手引きや申し込みに必要な様式は、雲南市ホームページ(<http://www.city.unnan.shimane.jp/>)または雲南市子育てポータルサイト(<http://kosodate-unnan.jp/>)から閲覧、ダウンロードできます。

はじめに

保育所・認定こども園(保育所利用)(以下「保育所」と言う。)は、保護者(父母)の就労や疾病などによりお子さんを家庭で保育することができない場合に、保護者に代わって保育し、お子さんが心身ともに健やかに育成されることを目的とした児童福祉施設です。したがって、「集団生活を経験させたい」などの理由では入所することはできません。

【保育所入所要件】

- 1 雲南市に住民登録していること。(転入予定も含む。)
※住民登録(転入)しない場合は広域入所となります。お住まいの自治体にお問い合わせください。
- 2 保護者(父母)に「保育を必要とする事由」があること。(詳しくは 4 ページをご覧ください。)
- 3 入所希望日に産後 8 週を経過していること。ただし、木次こども園(保育所利用)、吉田保育所、田井保育所は、8 カ月経過後から入所できます。

【入所申込の注意点】

- 1 入所申込書に必要な各書類の記入例や注意事項をよくご確認のうえご記入ください。
※書類に不備・不足がある場合は、必要な書類が全てそろうまで受理できません。
※郵送でのお申し込みは受け付けておりません。
- 2 提出書類に虚偽の記載があるとわかったときは、入所内定を取り消します。
- 3 保育所の受け入れ状況(入所児童数、職員数、部屋面積)により第 1 希望の保育所で入所決定できず、第 2・3 希望の保育所で入所決定する場合があります。
- 4 年度内の転所は、極めて困難です。保育方針、送迎距離などをよくご検討され、お申し込みください。
- 5 育児休業中の方は、休業の期間中は「家庭で保育ができる」とみなし、原則、職場復帰するまで入所できません。入所可能日は職場復帰日の 2 週間前からとなります。(ただし、継続入所のお子さんについては、育児休業期間中の特例利用ができます。)
- 6 入所希望の保育所の状況(入所児童数、職員数、部屋面積)により、入所できない場合もあります。

○参考《平成 29 年度保育年齢区分表》

※年度途中で誕生日を迎えても、その年度中の保育年齢は変わりません。

生年月日	保育年齢
平成 23 年 4 月 2 日生 ～ 平成 24 年 4 月 1 日生	5 歳児
平成 24 年 4 月 2 日生 ～ 平成 25 年 4 月 1 日生	4 歳児
平成 25 年 4 月 2 日生 ～ 平成 26 年 4 月 1 日生	3 歳児
平成 26 年 4 月 2 日生 ～ 平成 27 年 4 月 1 日生	2 歳児
平成 27 年 4 月 2 日生 ～ 平成 28 年 4 月 1 日生	1 歳児
平成 28 年 4 月 2 日生 ～	0 歳児

【認定こども園】

認定こども園は、幼稚園と保育所の良い面を生かし、両方の役割を担う施設であり、保護者の就労形態に関わらず子どもたちの保育と教育の場として利用できます。

○幼稚園型認定こども園(大東、海潮、斐伊、三刀屋こども園)・・・1 号及び 2 号認定のお子さん利用可。

○幼保連携型認定こども園(加茂、木次こども園)・・・1 号、2 号及び 3 号認定のお子さん利用可。

1 号認定・・・満 3 歳以上の教育時間利用のお子さん(＝幼稚園利用)

2 号認定・・・満 3 歳以上の保育時間利用のお子さん(＝保育所利用)

3 号認定・・・3 歳未満の保育所時間利用のお子さん(＝保育所利用)(詳しくは 4 ページをご覧ください。)

入所申込締切日

入所希望月		申込受付締切日 ※土日祝日および年末年始(12/29~1/3)は閉庁	結果通知予定
平成 29 年	4 月	【第 1 次募集】 H28.12. 1(木)~H28.12.22(木)	2 月上旬 (1 次決定分)
		【第 2 次募集】 H29. 1. 4(水)~H29.1.27(金) ※2 次募集は 1 次募集の選考後に残った枠で 選考します。	2 月中旬 (2 次決定分)
		【第 3 次募集】 H29. 2. 1(水)~H29. 2.17(金) ※3 次募集は 1・2 次募集の選考後に残った枠 で選考します。	3 月上旬 (3 次決定分)
	5 月	H29. 4.14(金)	毎月 20 日以降
	6 月	H29. 5.15(月)	
	7 月	H29. 6.15(木)	
	8 月	H29. 7.14(金)	
	9 月	H29. 8.15(火)	
	10 月	H29. 9.15(金)	
	11 月	H29.10.13(金)	
12 月	H29.11.15(水)		
平成 30 年	1 月	H29.12.15(金)	
	2 月	H30. 1.15(月)	
	3 月	H30. 2.15(木)	

※受付締切日を過ぎてからのお申し込みや入所希望内容等の変更は、次回(翌月)選考の対象となります。

※毎月1回、各月の申込受付締切後に入所選考を行い、入所決定します。

※妊娠中や産後休暇・育児休業中の方で、あらかじめ年度の途中で元の職場に復帰することが分かっている場合、入所希望月に関わらず申し込むことができます(予約申込)。(詳しくは 9 ページをご覧ください。)

※「求職活動」を要件とした入所申込みは第 3 次募集扱いとします。



1 保育の必要性の認定

保育所の入所を希望される場合は、保育の必要性の認定(「保育認定」といいます。)を受けることが必要です。認定された場合、「支給認定証」を交付します。

また、継続入所希望の場合でも、保育認定の内容に変更がある場合は、変更手続きが必要です。

(1) 保育を必要とする事由

保育認定を受けることができるのは、保護者(父母)が次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する場合であって、お子さんを保育することが困難な場合です。

- ① 月48時間以上の就労
- ② 妊娠・出産(産前産後)《※入所期間は、出産(予定)日を基準として産前8週(多胎妊娠の場合は14週)の日の属する月～産後8週間を経過する日の翌日の属する月の末日までとなります。》
- ③ 疾病・負傷・障がい
- ④ 親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動《※入所期間は3ヶ月(90日)で、入所後3ヶ月以内に就労することが必要です。》
- ⑦ 就学・職業訓練
- ⑧ 児童虐待・DV
- ⑨ 育休期間中の特例利用《※入所中のお子さんは、原則として育児休業取得対象のお子さんが満1歳に達する年度末まで、特例として保育認定を受けることができます。》
- ⑩ 市が特に認める場合

(2) 保育認定区分

認定区分	対象年齢など	利用先
2号認定	お子さんが満3歳以上で上記「保育を必要とする事由」に該当する場合	・保育所 ・認定こども園(保育所利用)
3号認定	お子さんが満3歳未満で上記「保育を必要とする事由」に該当する場合	

※参考:満3歳以上で幼稚園、認定こども園(幼稚園利用)を希望される場合は「1号認定」となります。

(3) 保育認定の有効期間

保育を必要とする事由	保育認定の有効期間
・就労 ・疾病・負傷・障がい ・介護・看護 ・災害復旧	お子さんの小学校就学まで (お子さんが満3歳未満の場合は、「3歳の誕生日の前々日まで」となります。⇒平成29年度中に満3歳に到達したお子さんの保育認定の有効期間の変更等については、市から通知します。)
・妊娠・出産(産前産後)	出産日を基準として8週間を経過する日の翌日の属する月の末日まで
・求職活動	有効期間の開始日から3ヶ月(90日)を経過する日の月末まで
・就学・職業訓練	保護者の卒業(修了)予定日まで
・その他	市が必要と認める期間

(4) 保育時間（保育必要量）

保育認定と同時に保育を受けられる時間(以下「保育必要量」といいます。)の認定を行います。

保育必要量は、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

「保育標準時間」の認定を受けた場合は、1日に最大「11時間」保育所を利用することができます。(雲南市の場合、最大で10時間30分～11時間の保育所があります。)

「保育短時間」の認定を受けた場合は、1日に最大「8時間」保育所を利用することができます。

保育必要量の認定にあたっては、保護者の保育を必要とする事由や就労時間、勤務体制などを考慮します(就労時間＝実労働時間＋通勤時間＋休憩時間)。

なお、「保育標準時間」に該当する場合でも、「保育短時間」を希望される場合は、「保育短時間」として認定します。

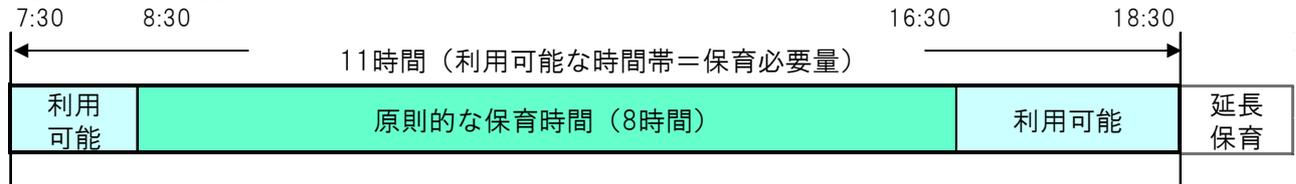
各保育所で定める利用時間から外れた時間を利用する場合は、延長保育となり延長保育料が発生します。(延長保育実施園は 13 ページをご覧ください。)

「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用の対象者パターン

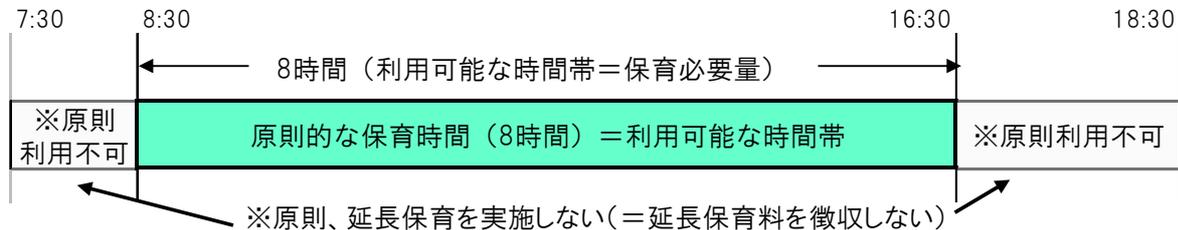
No.	保育を必要とする事由	「保育標準時間」利用	「保育短時間」利用
1	月48時間以上の就労	月120時間以上の就労	月48時間以上120時間未満の就労
2	産前産後	全て	—
3	疾病・負傷・障がい	全て	—
4	親族の介護・看護	全介護または一部介護	左記以外の介護等
5	災害復旧	全て	—
6	求職活動	—	原則全て
7	就学・職業訓練	月120時間以上の就学等	月120時間未満の就学等
8	児童虐待・DV	全て	—
9	育児休業期間中の特例利用	—	原則全て
10	市が特に認める場合	状況による	

※公立保育所における保育短時間のイメージ(私立保育園は、直接保育園にご確認ください)

【保育標準時間】※1ヶ月あたり120時間以上の就労



【保育短時間】※1ヶ月あたり48時間以上120時間未満の就労



【保育時間の経過措置】

※平成27年度子ども・子育て支援新制度への移行による経過措置

平成27年3月31日時点で保育所に入所しており、平成27年4月1日以降も継続入所中のお子さんは、「保育短時間」に該当する場合でも、希望により「保育標準時間」で認定をします。

※平成27年度以降新規入所されたお子さんはこの経過措置の対象外となります。

2 入所申込等に必要な資料

(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 平成 29 年度幼稚園・保育所・認定こども園入園（所）申込書（以下「支給認定申請書兼入所申込書」といいます。）

⇒入所を希望されるお子さん 1 人につき 1 枚の提出となります。

※保育所生活において配慮が必要（食事、健康状態、障がいの内容など）な場合には、事前に保育所へご相談のうえでお申し込みください。

※入所日までに祖父母と同居される予定の場合は、同居予定家族のご記入と以下の書類もあわせてご提出ください。

※新規入所申込の場合は、入所を希望されるお子さんと保護者（父母）の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

(2) 保育所入所申込補助調査票

⇒入所を希望されるお子さん 1 人につき 1 枚の提出となります。

(3) 保育を必要とする事由を証明する書類

⇒保護者（父母）、同居する 65 歳未満祖父母についてのみ、下記の書類が必要です。

※同居する 65 歳未満の祖父母については、「保育を必要とする事由」に該当しなくても入所申込はできますが、選考上の優先度が下がります。

※世帯につき、原本 1 枚が必要です。

No.	保育を必要とする事由	書類＊印は雲南市所定様式	備考
1	月 48 時間以上の就労（自営・内職・農業等含む）	「＊就労（内定）証明書」 「＊自営業・農業等就労申立書」	申込時に就労「内定」の場合は、就労開始後、再度就労証明書を提出してください。
	年度途中で産後休暇・育児休業から職場復帰する方	出産前：「＊就労（内定）証明書」 出産後：「＊産前産後休暇・育児休業取得に関する証明書」	職場復帰後、再度就労証明書を提出してください。
2	妊娠・出産（産前・産後）	「＊保育を必要とする事由申立書」、 「母子手帳の写し」	表紙および出産予定日が記入してあるページの写しを提出してください。
3	疾病・負傷・障がい	「＊保育を必要とする事由申立書」、 「＊意見書」または「各種手帳の写し」	意見書は、医師の証明を受けてください。
4	親族の介護・看護	「＊保育を必要とする事由申立書」被介護者の「＊意見書」または「各種障がい者手帳・介護保険証等の写し」	意見書は、医師の証明を受けてください。
5	災害復旧	「＊保育を必要とする事由申立書」、 「り災証明書」	
6	求職活動	「＊就労予定申立書」	就労開始後、再度就労証明書を提出してください。
7	就学・職業訓練	「＊保育を必要とする事由申立書」、 「学生証の写しまたは在学証明書、もしくは職業訓練を受講していることが分かる書類の写し」	申込時に就学されていない場合は、合格通知書の写しを提出され、就学後、在学証明書を提出してください。職業訓練の受講の場合は、受講期間および受講時間が分かるものを提出してください。
8	児童虐待・DV	子ども家庭支援課（TEL:40-1067）へご相談ください	
9	育児休業中の特例利用	「＊産前産後休暇・育児休業取得に関する証明書」	継続入所児童のみ 職場復帰後、再度就労証明書を提出してください。

(4) 保育料算定のために必要な書類(※入所申込時にあわせてご提出ください)

①市区町村民税課税証明書等(転入された方)

雲南市以外で市区町村民税を課税されていた保護者の方は、「課税証明書」または市区町村から送付される「市区町村民税決定通知書(写し)」の提出が必要です。

雲南市以外での課税	必要な書類	取得(交付)先
平成 28 年 1 月 2 日以降に雲南市へ転入された方	平成 28 年度分	転入前住所地の市区役所・ 町村役場
平成 29 年 1 月 2 日以降に雲南市へ転入された方	平成 29 年度分	

※その年の 1 月 1 日に居住していた市区町村へお問い合わせください。

※市区町村民税決定通知書は、非課税の方には送付されない場合があります。

※所得がない場合でも、確定申告(住民税申告)され、課税証明書を取得し提出していただきます。

また、入所を希望する月により必要となる証明年度が変わります。

入所月	必要な「課税証明書」または「市区町村民税決定通知書(写)」
平成 29 年 4 月、5 月	平成 28 年度分 ※9 月の本算定のため後日、平成 29 年度分が必要です。
平成 29 年 6 月～8 月	平成 28 年度分および平成 29 年度分が必要です。
平成 29 年 9 月以降	平成 29 年度分のみ必要です。

※上記書類は、入所を希望される世帯につき、保護者(父母)それぞれ 1 枚が必要です。(写し可)

②在宅障がい児(者)のいる世帯であることを証明する書類

在宅障がい児(者)のいる世帯で保育料基準額表の第 2 階層から第 4 階層の一部に該当する場合は、保育料が軽減されますので、該当者の「身体障害者手帳の写し」、「療育手帳の写し」、「精神障害者保健福祉手帳の写し」、「特別児童扶養手当証書の写し」、「障害年金を受給していることが分かる書類の写し」の何れかを提出してください。

(5) 保育料減免等の申請書類

①土曜減免申請書

年度を通じて全ての土曜日を休まれる場合(土曜日に行われる保育所行事への参加は除く)、申請により保育料基準額から 2 割減免した保育料となります。

②第 3 子以降保育料の無料化

保護者が現に養育している満 18 歳未満(年度の途中で満 18 歳に達する場合には、18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの間にある者)の児童が 3 人以上いる世帯のうち、その世帯の 3 人目以降の児童の保育料は、申請により保育料が無料となります。

3 申込後(内定・入所後)の申込内容の変更等

(1) 申込書の記載内容に変更があった場合

「支給認定申請書兼入所申込書」等提出後または保育所内定・入所後に、申込書の記載内容等に変更があった場合(年度途中でも認定区分や入所期間等が変更になることがあります。)は、市役所各総合センター市民福祉課または子ども政策課で変更手続きが必要となります。

なお、変更理由によっては内定・入所決定を取り消す場合があります。

正当な理由なく、変更手続きをされない場合は内定・入所決定を取り消す場合があります。

(例) ■「保育を必要とする事由」の変更(就労⇒求職活動、就労⇒妊娠・出産、就労⇒就学など)

■住所・電話番号などの連絡先の変更

■市区町村民税の課税額の変更

■保護者または同居する家族の構成(結婚、離婚、祖父母と同居など)の変更

■保護者または同居する祖父母の仕事(退職、就労先・就労条件など)の変更

■入所希望保育所の変更・追加

■申込の取下げ、内定の辞退 など

(2) 現況届

年度途中で保育所入所世帯に対し、「世帯の状況」や「保育を必要とする事由」等について、状況を確認するための「現況届」を提出していただきます(別途ご案内します)。

この現況届の提出が無い場合は、世帯の状況や引き続き保育が必要なのか確認できませんので、退所していただく場合があります。

(3) 保育所退所

(1)の変更等により「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合は、保育所を退所していただくことになります。退所日までに退所の手続きをしてください。また、求職活動の3ヶ月(90日)が経過しても就労先が決まらなかった場合も、保育所を退所していただくことになります。

(4) 慣らし保育(※入所後、2週間程度あり)

新規入所されたお子さんの入所直後の保育時間は、お子さんの体調等に配慮しながら短時間保育が実施されます。半日程度から徐々に保育時間を延ばし、最終的に夕方の時間帯まで延長します。集団生活に徐々に慣れていただくために必要となりますので、ご理解、ご協力をお願いします。なお、慣らし保育の期間は最長2週間ですが、お子さんの状況に応じて期間が短くなる場合があります。

(5) 年度途中の保育所移籍(転所)

年度途中での保育所移籍は原則次年度のお申し込みまでは受け付けいたしません。

※市内での引越し等特別な事情が生じた場合はご相談ください。ただし、お申し込みを受け付けた場合でも、ご希望の保育所の状況によっては移籍できない場合があります。

(6) 認定こども園の年度途中移籍《幼稚園籍(1号認定)⇔保育所籍(2号認定)》

年度途中における移籍については、原則受け付けいたしません。ただし、保護者の就労状況等が変わり「保育を必要とする事由」に該当、または該当しなくなった場合は、次の手続きにより移籍することができます。

《保育所籍へ移籍する場合…保育を必要とする事由に該当する場合》

- ① 幼稚園利用のお子さんが保育を必要とする事由に該当することになった場合、所定様式により移籍の手続きを行うことができます。所定様式の提出期限は、移籍を希望する月の前月15日(3ページ参照)までとなります。
- ② 保育を必要とする事由が「求職活動」の場合は、他の保育所と同様に入所期間を3ヵ月(90日)とし、その間に限り移籍することができます。また、特別の事情がある場合を除き、同一年度内における複数回の移籍は、原則受け付けいたしません。

《幼稚園籍へ移籍する場合…保育を必要とする事由に該当しなくなった場合》

- ① 保育所利用のお子さんが保育を必要とする事由に該当しなくなった場合、お子さんは退所していただくことになります。その際、引き続きこども園(幼稚園籍)への入園をご希望される場合は、移籍の手続きを行うことができます。
- ② 上記お子さんが再び保育を必要とする事由に該当することになった場合においては、上記「保育所籍へ移籍する場合」と同様に取り扱います。

※ただし、保育所籍の入所状況により、保育所籍へ移籍できない場合があります。

(7) 市外への転出

市外へ転出された後も継続して市内の保育所へ入所したい場合(広域入所)は、転出先の市町村担当課にて改めて入所申込をしてください。ただし、広域入所を認めていない市町村もありますので、あらかじめ転出先の市町村に確認してください。

(8) 継続入所等

保育所の入所期間は1年(4月1日～翌年3月31日)単位となります。保育認定や有効期間に変更が

ない場合でも、次年度以降継続入所を希望される場合は、改めて 6 ページの書類をご提出ください。次年度保育所申込期間になりましたら保育所を通じてご案内します。

4 予約申込

妊娠中や産後休暇・育児休業中の方で、あらかじめ年度の途中で元の職場に復帰することが分かっている場合は、4月入所の申込とは別に5月以降入所の申込みができます。

※ただし、入所が決まらない場合もあります。

■募集期間

平成28年12月1日から受け付けします。

■産後休暇から職場復帰の場合

⇒産後8週経過日の翌日または産後8週経過日が属する月の翌月初日からの入所を希望することができます。

■育児休業から職場復帰の場合

⇒職場復帰日の2週間前から職場復帰日の間で入所を希望することができます。

★上のお子さんが、すでに保育所に在籍している場合(育児休業中の継続入所児童特例利用)

原則として、育児休業取得対象の児童(下のお子さん)が、満1歳に達する年度末までを最長として、現在入所中の児童(上のお子さん)は継続入所できます。

5 保育料の算定

(1) 保育料の算定

保育所は、公費と保護者に負担いただく保育料により運営されています。

この保育料は保育所の人件費、事業費、管理費、給食材料費(3歳以上は副食費、3歳未満は主食費および副食費)等の一部に充てられています。

なお、保育所によっては、保護者会費や備品代・教材費等の実費負担が必要になる場合があります。詳細は、各保育所にご確認ください。

■保育料は、原則として児童と生計を同じくする保護者(父母)の市区町村民税の課税状況と、ひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯などの世帯状況や児童の年齢、保育必要量の区分により決定します。

また、年度途中で市区町村民税の課税年度の切り替えをします。8月分までの保育料は平成28年度の課税状況で決定(仮算定)し、9月分からの保育料は平成29年度の課税状況で決定(本算定)します。

ただし、国の制度改正などに伴い変更となる場合がありますのでご了承ください。

在宅障がい児(者)のいる世帯の場合は、そのことを証明する書類を申込に合わせ提出してください。

■児童年齢による保育料区分は、年度当初(平成29年4月1日現在)の年齢となります。年度途中に誕生日を迎えても保育料の変更はありません。

■転居や婚姻・離婚などにより世帯状況が変わった場合は、この事実が発生した翌月分の保育料から再算定しますので、必ず変更届をご提出ください。

■年度途中における確定申告や住民税申告の修正申告により、課税額が変更となった場合は、課税額が変更となった月の翌月分の保育料から再算定しますので、必ず連絡してください。(連絡が遅れた場合は、変更届出等を提出された月以降に再算定することになり、保育料月額が割高となりますのでご注意ください。ただし、当該年度の合計額には影響はありません。)

■平成29年度の保育料

保育料については、国が定める上限額(国基準額)の範囲内で雲南市が決定します。

雲南市の保育料は、国基準額の概ね 6 割程度(4 割程度の軽減)となります。

さらに、平成 28 年度から導入した国制度の幼児教育の段階的無償化、島根県制度の満 3 歳未満児第 1 子・第 2 子保育料軽減事業を引き続き実施する予定です。(詳しくは 11 ページをご覧ください。)

(2) 保育料の納付

■保育所を休んでいる場合でも保育料をご負担いただきます(長期欠席の場合も同様です)。

■保育料の納入期限は、保育を実施した月の月末日(末日が金融機関非営業日の場合は翌営業日)です。納期限内に納付してください。(例:4 月分保育料の納期限は 5 月 1 日です。ただし、12 月分は 25 日となります。)

■保育料の納付は便利な口座振替をご利用ください。手続きは金融機関窓口となります。「雲南市口座振替依頼書」を、直接金融機関へお申し込みください。

なお、口座振替開始までの間、または納付書による納付を希望される保護者の方には、毎月納付書を送付しますので、金融機関窓口で直接納付してください。(コンビニ納付できません。)

■納期限内に納付されない場合や口座再振替ができなかった場合は督促状を送付します。この際、督促手数料 100 円を加算した保育料を納付していただきます。なお、延滞金は、国税及び地方税の例によります。

■保育料を故意に滞納されたり、納付計画を誠実に履行されない場合は、市で財産調査等を行い預貯金・給料等の財産差押え等の滞納処分を実施する場合があります。

【保育料に関する問い合わせ先】

内容	問い合わせ先	電話(0854)
保育料の算定及び決定に関して	子ども政策局子ども政策課	40-1044
保育料の徴収及び納付相談に関して	市民環境部債権管理対策課	40-1035

6 選考基準 (利用調整基準)

入所希望者数が保育所の入所可能枠数を上回った場合は、提出された書類・聞き取りの内容により、保護者(父母)の保育を必要とする事由(基準①)や世帯状況(基準②)により世帯の優先度を判定し入所者を選考決定します。(詳しくは12ページをご覧ください)

また、「保育所」へ入所希望されている場合でも、「認定こども園」へ入所決定する場合があります。

なお、希望する保育所に入所枠がない場合や、入所枠を超える場合には、入所決定できないこともありますので、あらかじめご理解ください。

7 雲南市外の保育所への入所 (広域入所)

母親の里帰り出産や保護者の勤務地の関係などで市内保育所への送迎が困難な場合、雲南市外の保育所へ入所(広域入所)申込することができます。広域入所申込についても 6 ページの書類を提出してください。ただし、広域入所先の受け入れ状況(入所児童数、職員数、部屋面積)により入所が決まらない場合があります。

■注意点

広域入所先の市町村も広域入所の取り扱いをしていることが必須条件となります。

すでに雲南市内の保育所に入所中の場合は、退所後の利用となります。

■保育料

雲南市の基準により算定した保育料となります。

平成29年度 保育所・認定こども園（保育所利用）保育料徴収基準額表（案）

児童の属する世帯の階層区分		月額（円）			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層 (A1)	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層 (B2)	市民税 非課税世帯	3,600	3,600	3,600	3,600
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	0	0	0	0
第3階層 (C3,D3)	所得割課税額48,600円未満	7,800	7,600	9,900	9,700
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	3,400	3,300	4,450	4,350
第4階層 (D4)	所得割課税額97,000円未満	12,000	11,700	16,200	15,900
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	6,000	5,850	8,100	7,950
	所得割課税額77,101円未満				
第5階層 (D5)	市民税 課税世帯 所得割課税額97,000円以上169,000円未満	24,900	24,500	24,900	24,500
第6階層 (D6)	所得割課税額169,000円以上301,000円未満	36,600	36,000	34,800	34,200
第7階層 (D7)	所得割課税額301,000円以上397,000円未満	48,000	47,200	42,400	41,600
第8階層 (D8)	所得割課税額397,000円以上	52,000	51,200	45,500	44,700

※年齢は、当該年度4月初日時点での年齢を適用します。

※上記市民税所得割課税額は、住宅借入金特別控除・配当控除・寄付金控除等(調整控除額・税額調整措置の額は除く)の税額控除前の税額です。

※小学校就学前(0歳～5歳)の範囲において、保育所等や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

ただし、年収が約360万円未満(所得割課税額が57,700円未満)の世帯は、多子軽減に伴う多子計算(子どものカウント対象)の年齢制限を撤廃します。
小学生(6歳)以上でも第1子となります。

※その他雲南市独自減免は継続。

①5歳児の月額保育料の上限を26,000円とします。

②土曜減免

当該年度にすべての土曜日を休所(預けない)する場合、上記保育料の2割を減免します。

③第3子以降保育料の無料化

18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、3子以降の児童であれば保育料を無料とします。

※階層区分下段の()部分が保育料決定通知に記載されています階層となります。

※月の途中で保育要件の変更があった場合、翌月分の保育料から変更となります。

※幼稚園型認定こども園(大東こども園、海潮こども園、斐伊こども園、三刀屋こども園)の場合は、土曜日閉園しますので、上表の保育料からあらかじめ2割軽減します。

※ひとり親とは母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のいない者で現に児童を扶養している者をいう。

※在宅障がい児(者)とは、①身体障害者福祉法により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの(以下「在宅障害児」という。)に限る。)、②療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)、③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)、④特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)、⑤国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅障害児に限る。)をいう。

平成 29 年度 保育所・認定こども園（保育所利用）入所基準指数（案）

◆基準①

No.	保護者の状況（保育を必要とする事由）			基本 指数	
	類型	細目	指数名称		
1	居宅外就労 （自営業等含む）	月 20 日以上	1 日 8 時間以上の就労を常態	30	
			1 日 6 時間以上の就労を常態	28	
			1 日 4 時間以上の就労を常態	26	
		月 16 日以上	1 日 8 時間以上の就労を常態	29	
			1 日 6 時間以上の就労を常態	27	
			1 日 4 時間以上の就労を常態	25	
		月 12 日以上	1 日 8 時間以上の就労を常態	27	
			1 日 6 時間以上の就労を常態	25	
			1 日 4 時間以上の就労を常態	23	
	居宅内就労 （自営業等含む）	月 20 日以上	1 日 8 時間以上の就労を常態	28	
			1 日 6 時間以上の就労を常態	26	
			1 日 4 時間以上の就労を常態	24	
		月 16 日以上	1 日 8 時間以上の就労を常態	27	
			1 日 6 時間以上の就労を常態	25	
			1 日 4 時間以上の就労を常態	23	
		月 12 日以上	1 日 8 時間以上の就労を常態	25	
1 日 6 時間以上の就労を常態	23				
内 職	月 6 4 時間以上の就労	20			
	月 4 8 時間以上 6 4 時間未満の就労	18			
2	妊娠・出産 （産前産後）	妊娠中又は出産後間がないこと〔産前 8 週（多胎妊娠の場合は 14 週）～産後 8 週まで〕		30	
3	疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	入院	入院（1 ヶ月以上を要する）	30
			自宅内	常時病臥・保育不能	28
				保育困難	26
		障がい	重度	身障手帳 1・2 級又は療育手帳 A 又は精神障がい 1 級	30
				身障手帳 3 級又は療育手帳 B 又は精神障がい 2 級	28
				身障手帳 4 級以下又は精神障がい 3 級	26
4	親族の介護・看護	同居親族	全介護・看護	30	
			一部介護・看護	25	
			全・一部介護等以外	20	
		別居親族	全介護・看護	25	
			一部介護・看護	20	
			全・一部介護等以外	15	
5	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		30	
6	求職活動	生計中心者	10		
		その他	5		
7	就学・職業訓練	就職・事業開始に必要な学校に就学又は職業訓練等を受講している		29	
		上記以外の学校等に通学		24	
8	育児休業中の特例利用			25	
9	児童虐待・DV			30	
10	その他 保護者不在（死亡、行方不明、遺棄、拘禁中等）など			30	

※指数は、保護者（父母）それぞれの状況に基づいて認定し、そのうちの低い方の指数をその世帯の指数とする。

※各就労時間は休憩時間を含む。

★基準②《基準指数表の世帯指数に下記指数を加算（重複可）》

No.	世帯等の状況	調整 指数
1	生活保護世帯	10
2	ひとり親世帯	10
3	ひとり親世帯で同居親族・協力者がいない場合	15
4	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	5
5	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	10
6	児童が障がいを有しているなど、集団の保育を受けることが必要な場合	10
7	産休・育休満了と同時に入所を希望している場合	5
8	兄弟姉妹が既に保育所または認定こども園に入所している場合	5
9	小規模保育事業等の卒園児童	5
10	市内在住世帯	5
11	特別な支援を要する家庭	20
12	同居の祖父母（65歳未満）が就労していないなど、家庭で保育することができる場合	▲ 10
13	保護者が自営業・農業等の協力者または内職	▲ 10
14	同居の祖父母（65歳未満）が自営業・農業等の協力者または内職	▲ 5

平成 29 年度 保育所・認定こども園(保育所利用)施設一覧(案)

公私	施設区分	施設名	利用定員	入所可能年齢	開所時間 ※延長時間含まず		保育サービス実施予定内容 ※別料金		
					平日	土曜日	延長保育	一時保育	休日保育
公立	保育所	大東保育園★	135	産休明け	7:30~18:30	7:30~18:00	● 平日18:30~19:00	●	-
		かもめ保育園★	90	産休明け	7:30~18:30	7:30~18:00	● 平日18:30~19:00	●	-
		斐伊保育所	80	産休明け	7:30~18:00	7:30~13:00	-	-	-
		三刀屋保育所★	120	産休明け	7:30~18:30	7:30~18:00	● 平日18:30~19:00	-	-
		吉田保育所	30	8ヶ月経過	7:30~18:00	7:30~13:00	-	-	-
		田井保育所	30	8ヶ月経過	7:30~18:00	7:30~13:00	-	-	-
		掛合保育所★	90	産休明け	7:30~18:30	7:30~18:00	● 平日18:30~19:00	●	-
	幼保連携型 認定こども園	加茂こども園	175	産休明け	7:30~18:30	7:30~18:00	● 平日18:30~19:00	●	-
		木次こども園	100	8ヶ月経過	7:30~18:00	7:30~13:00	-	-	-
	幼稚園型 認定こども園	大東こども園	25	3歳以上	7:30~18:00	-	-	-	-
		海潮こども園	15	3歳以上	7:30~18:00	-	-	-	-
		斐伊こども園	30	3歳以上	7:30~18:00	-	-	-	-
		三刀屋こども園	20	3歳以上	7:30~18:00	-	-	-	-
私立	保育所	あおぞら保育園	90	産休明け	7:00~18:00	7:00~18:00	● 平日18:00~19:30	●	-
		あおぞら保育園 (乳児分園)	30	産休明け	7:00~18:00	7:00~18:00	● 平日18:00~19:30	●	-
		たちばら保育園	30	産休明け	7:30~18:30	7:30~18:30	● 18:30~19:30	●	-
		四ツ葉学園保育所	100	産休明け	7:30~18:30	7:30~18:30	● 18:30~19:15	●	●

※一時保育は、受け入れられる年齢や開所時間など、通常保育とは異なる場合があります。

※一時保育及び休日保育は、実施施設の状況によりご利用できない場合があります。

保育所、認定こども園 連絡先一覧(★は業務委託施設です。)

大東保育園★	〒699-1251	大東町大東1663	0854-43-6132
かもめ保育園★	〒699-1221	大東町飯田146-8	0854-43-5028
斐伊保育所	〒699-1311	木次町里方915-1	0854-42-1008
三刀屋保育所★	〒690-2404	三刀屋町三刀屋1188-1	0854-45-2651
吉田保育所	〒690-2801	吉田町吉田2664	0854-74-0330
田井保育所	〒690-2313	吉田町深野244-4	0854-75-0201
掛合保育所★	〒690-2701	掛合町掛合2149-2	0854-62-9900
加茂こども園	〒699-1105	加茂町宇治238	0854-49-6761
木次こども園	〒699-1334	木次町新市160	0854-42-2341
大東こども園	〒699-1252	大東町田中50-1	0854-43-2710
海潮こども園	〒699-1206	大東町南村196	0854-43-2298
斐伊こども園	〒699-1311	木次町里方1064	0854-42-2130
三刀屋こども園	〒690-2404	三刀屋町給下750-2	0854-45-2168
あおぞら保育園	〒699-1223	大東町下阿用691-2	0854-43-3129
あおぞら保育園(乳)	〒699-1223	大東町下阿用208-1	0854-43-3129
たちばら保育園	〒699-1102	加茂町立原438-1	0854-49-8122
四ツ葉学園保育所	〒699-1311	木次町里方869-5	0854-42-0616